

平成27年度環境省予算案（地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業））

漂流・漂着・海底ごみに係る削減方策総合検討事業費

438百万円（84百万円）

【26年度補正】 2,500百万円

水・大気環境局水環境課海洋環境室

1. 事業の必要性・概要

近年、外国由来のものを含む漂着ごみによる、海岸機能の低下、環境・景観の悪化、船舶航行の妨げや漁業の被害などが懸念されていることから、平成21年7月に、海岸漂着物対策を強化するため、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」が成立し、国、地方公共団体等各主体により海岸漂着物対策の取組が進められている。

本法律を適切に施行するため、また、漂流・海底ごみについても国会の附帯決議を踏まえ、漂流・漂着・海底ごみの状況把握、普及啓発、回収・処理事業への都道府県等に対する財政的支援を実施し、総合的に施策を推進する。

2. 事業計画（業務内容）

(1) 漂着ごみ対策総合検討事業

漂着ごみ対策の総合的、効果的な推進を図るため、全国の漂着ごみ状況把握調査、原因究明・発生抑制対策、生態系への影響把握調査を行う。

(2) 漂流・海底ごみ対策総合検討事業

大学、地方公共団体、漁業関係機関や港湾部局等と連携し、我が国周辺の沖合海域、沿岸海域における漂流・海底ごみの状況把握調査を行うとともに、日中韓三カ国の連携・協力を推進する。

(3) 海岸漂着物等地域対策推進事業（350百万）

地方公共団体が実施する海岸漂着物等及び漂流・海底ごみの回収・処理事業等に対し、補助金を交付する。対象事業は、以下のとおり

- ・ 地域計画策定・改定に係る事業（補助率 1/2）
- ・ 海岸漂着物等及び漂流・海底ごみの回収・処理事業（※）
- ・ 発生抑制対策に係る事業（※）。

（※）の補助率は 9.5/10～8/10（地域の状況に応じて）

ただし、平成28年度予算以降の回収・処理事業、発生抑制対策事業の補助率については、9/10～7/10（地域の状況に応じて）

補助率	基本：8/10
	半島、過疎地域：9/10
	離島：9.5/10

3. 施策の効果

漂流・漂着・海底ごみの発生状況・原因に関する調査、効率的な処理に係る調査研究の推進、国際的連携の推進、地方公共団体に対する財政的支援を通して、漂流・漂着・海底ごみの削減を図り、もって海洋環境の保全に資する。